










平成25年(ワ)第9521号, 同第12947号, 平成26年(ワ)第2109号,
平成28年(ワ)第2098号, 同第7630号 損害賠償請求事件

原告 第1次訴訟原告1-1 ほかに242名
被告 国 ほかに1名

被告国第26準備書面


平成30年2月22日


大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中


被告国指定代理人 鈴木和孝 
清水真人 
熊田篤 
寺村隼人 
帆足智典 
鈴木優香子 
原田剛 
田中宏 
作下秀作 


竹原友深 

松村理紗 


高橋正史 


小川哲兵 


武田龍夫 

田中博史 

矢野諭 


前田后穂 


森川久範 


内山則之 


中野浩 












世良田鎮 


豊島広史 










谷川泰淳 

小野祐二 

西崎崇徳 

小山田	巧	
荒川	一郎	
中川	淳	
止野	友博	
木原	昌二	
山田	創平	
片野	孝幸	
村上	玄	
照井	裕之	
岡本	肇	
正岡	秀章	
皆川	隆一	
角谷	愉貴	
田尻	知之	
大塚	恭弘	
大浅田	薫	

岩	田	順	一	
鈴	木	健	之	
安	達	泰	之	
森	野	央	士	
高	城		潤	
河	田	裕	介	
浅	海	凧	音	
白	津	宗	規	
吉	永		航	
杉	原	裕	子	
山	崎		亮	
高	野	菊	雄	
伊	藤	弘	幸	
山	瀬	大	悟	
森	本	卓	也	
水	越	貴	紀	

宇田川 徹 
和田 啓之 
林 直紀 
荒木 淳一 
森家 隆文 
市平 和久 
坂野 聡 
大平 昌幸 
谷川 淑子 

被告国は、本準備書面において、原告らの2015〔平成27年〕5月15日付け準備書面13（以下「原告ら第13準備書面」という。）における原告らの主張のうち、「設計基準事象と性能目標」に係る主張（同準備書面10ないし17ページ）に対し、必要な範囲で反論する。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。参考までに本準備書面の末尾に略称語句一覧表を添付する。

第1 原告らの主張及びこれに対する被告国の反論の要旨

原告らは、原子力安全委員会安全目標専門部会が、平成18年3月28日に公表した「発電用軽水型原子炉施設の性能目標について」（甲B第27号証）において、内的事象と地震、津波・洪水及び航空機落下等による外的事象の両者を性能目標の検討対象として、定量的な指標として、炉心損傷頻度（CDF）を 10^{-4} /年、格納容器機能喪失頻度（CFF）を 10^{-5} /年を満足することを要求したことから、「上記報告書によれば、炉心損傷頻度は、 10^{-4} /年程度を安全目標に設定すべきであるとする。津波により全交流電源が喪失し、炉心損傷が発生することの1年当たりの確率が 10^{-4} ということであるから、これを裏から言えば1万年に1回程度到来する確率（可能性）の津波まで考慮すべきであるということになる。」（原告ら第13準備書面16ページ）とした上で、「福島第一原子力発電所に敷地高（O. P. +10メートル（マ））に達する津波が到来して全交流電源喪失という事態をもたらす確率は、…30年間で20%程度の確率で生じるとされた津波地震の場合や、…西暦869年の貞観津波の場合（…）であっても、この安全目標の範囲内であったことは明らかである。にもかかわらず、…被告国及び被告東京電力は、このように1万年に1回の割合を遥かに上回るような頻繁に起こる現象を何ら考慮せず放置した。」（同準備書面17ページ）と主張する。

しかしながら、以下のとおり、そもそも、安全目標に対応する性能目標にお

ける指標である「炉心損傷頻度」は、外部事象の発生頻度を示すものではない。また、福島第一発電所事故当時において、安全目標及びこれに対応する性能目標については、調査審議は行われていたものの、活用段階には至っていなかった。

したがって、被告国が、性能目標に基づいて、「1万年に1回程度到来する確率（可能性）の津波まで考慮すべきである」とは言いえない。

第2 福島第一発電所事故当時において、被告国が安全目標及びこれに対応する性能目標に基づいて安全措置を講ずべき注意義務を負っていたとはいえないこと

1 安全目標及び性能目標について

安全目標とは、原子力活動に対して求める危険性の抑制の程度を定性的あるいは定量的に明らかにしようとするものである。すなわち、原子力施設の安全確保に当たっては、放射性物質の拡散をもたらす可能性のある事象の発生を想定し、その影響を防止する又は緩和する安全システムを設置すること、さらには想定した異常な事故事象が起こった場合の影響緩和策を講じることなどの取組でリスク管理が行われていた。しかし、それらは過去の原子力施設の運転経験や科学技術的知見に基づく専門家の工学的判断に委ねられていたため、当該判断が正しいのか、なぜ安全と判断されているのか、定量的な根拠が明確なのかなど、一部で、安全性に関する判断が不透明であるとの批判があった。そこで、安全目標とは、このような状況を踏まえて、国の安全規制活動が事業者に対しどの程度発生確率の低いリスクまで管理を求めるのか、その水準を何らかの方法で客観的に明示することにより、安全確保活動が既に実現しているか、あるいは目指すべき目標がどういったものであるのかなどを明らかにしようとするものである（丙C第22号証24ページ）。

そして、性能目標は、原子炉施設が安全目標に適合しているかを判断するた

めの補助的な目標であり、その指標として、「リスクの源となる炉心に内蔵される放射性物質の放出をもたらす炉心損傷の発生確率」である「炉心損傷頻度（CDF：Core Damage Frequency）」と「格納容器の防護機能喪失の年当たりの発生確率」である「格納容器機能喪失頻度（CFF：Containment Failure Frequency）」が併用されている（甲B第27号証3，4ページ）。

2 性能目標における炉心損傷頻度は、外部事象の発生頻度を示すものではないこと

前記1のとおり、性能目標における「炉心損傷頻度」は、発生した内部事象や外部事象によって炉心損傷に至る頻度であるから、外部事象である津波の発生頻度を示すものではない。

このことは、東京大学の山口教授が、その意見書（丙C第17号証）において、津波等の外部事象の発生頻度と炉心損傷頻度との関係について「炉心損傷頻度というのは、外部事象があっても100パーセント炉心損傷に至るわけではなく、実際に機器への影響がない場合もありますし、機器が損傷しても他の機器により機能等を補える場合もありますので、『炉心損傷頻度＝外部事象の発生頻度』ということにはならず、外部事象の発生頻度に対し、フランジリティ評価（外部事象に起因した機器の損傷や機能の障害が起きる確率等を勘案した評価）を行い、最終的な炉心損傷頻度を算出することになります。ですから、確率論的リスク評価を行う場合、外部事象の発生頻度が 10^{-4} /年を下回っていた場合には、炉心損傷頻度はさらにこれを下回ることになります。」（同号証12ページ）と述べるとおりである。

したがって、性能目標における「炉心損傷頻度」が外部事象である津波の発生頻度を示しているかのような原告らの前記第1の主張は、誤りである。

3 安全目標及びこれに対応する性能目標は、福島第一発電所事故当時、これら

を安全規制に使用するには多くの問題点があったことから、実用段階に至って
いなかったこと

(1) 以下に述べるとおり、我が国においても安全目標及びこれに対応する性能
目標について調査審議が行われたが、福島第一発電所事故当時においても、
これらを原子力施設の設計手法に活用したり、安全規制で使用する段階では
なかった。

(2) すなわち、安全目標については、平成12年9月に原子力安全委員会に設
置された安全目標専門部会において調査審議が行われ、平成15年8月の
「安全目標に関する調査審議状況の中間とりまとめ」（丙C第23号証）に
おいて、「将来、安全目標の適用経験が積まれ、かつ、リスク評価結果に対
する信頼性が一層高まれば、個別施設の安全性を安全目標に照らして判断す
るような利用や、さらには、原子力施設の設計手法において安全目標が活用
されることもあり得ると考えられる。」とされた（同号証20ページ）。

その後、原子力安全委員会安全目標専門部会の平成18年3月28日付け
「発電用軽水型原子炉施設の性能目標について－安全目標案に対応する性能
目標について－」（甲B第27号証）において、性能目標として、炉心損傷
頻度（CDF）の指標値を 10^{-4} /炉年程度、格納容器機能喪失頻度（C
FF）を 10^{-5} /炉年程度と定義したが（同号証5ページ）、安全規制へ
の性能目標の適用については、「性能目標を安全規制において適切に使用す
るための枠組の整備について、今後検討すべきである。」とされた（同号証
7ページ）。

さらに、平成22年12月2日付けの原子力安全委員会決定「原子力安全
委員会の当面の施策の基本方針について」（丙C第24号証）において、
「安全目標案の位置付けをより明確化するとともに、施設の設計から運転に
至るまでの各段階におけるリスク情報の活用のあり方について、原子力安全
の基本原則と関係付けた方針を示すこととする。」とされているとおり（同

号証2ページ) , 平成22年12月当時においても, 安全目標を原子力施設の設計手法に活用したり, 安全規制に使用する段階には至っていなかった。

このように, 安全目標及びこれに対応する性能目標について我が国で調査審議を行いながらも実用段階に至っていなかったのは, 安全目標策定に当たっては, 以下のような留意すべき点があったからである(丙C第22号証33ないし35ページ)。

- ① 安全目標は既存の安全規制制度との整合性を図りつつ導入する必要がある。これまでの工学的判断に基づく決定論的評価を基に組み立てられてきた個別の規制は, 必ずしも全てが安全目標の考え方と整合性を持っているとは限らず, 原子力安全委員会が定める安全審査指針や規制行政庁が定める個別具体的な規制に関する技術基準等との整合性が問題となる可能性があり, 得られた結果が異なった場合, 科学技術的な観点からどちらが合理的であるのか判断していく必要があった。
- ② 安全目標を安全規制制度に取り入れていくためには, 原子力活動の分野ごとに, 安全目標に適合している目安となる水準を性能目標として検討した上で, まず試行を行い, 既存の規制制度との整合性を検討しつつ, 安全規制当局, 事業者とも経験を積む必要があった。
- ③ 安全目標を有効活用するには, 原子力施設のリスク評価が適切な品質管理の下で行われることが前提であり, そのためにはリスク評価に必要なデータや評価手法, 評価技術の整備を適切に行っていく必要がある。我が国においては, 確率論的安全評価技術についての評価手法や評価技術が十分に定まっていないため, これらを整えた上で, 実施マニュアルの整備等を行うとともに, データベースの充実, 解析モデルの精度向上等により, 確率論的なリスク評価に伴う不確かさを可能な限り小さくする必要があった。
- ④ 安全目標は, 個別具体的な規制の手法としてだけでなく, 規制者が

国民に対して、事業者に求める安全の程度を定量的に明らかにするものであるため、安全目標が国民に広く理解されるよう対話の努力を続け、国民との議論を深めていく必要があった。

- (3) このように、津波を起因とする炉心損傷頻度等を評価する津波P S A手法が確立していなかったことは、電力中央研究所の酒井博士が、その意見書（丙B第113号証）において、「津波に関するP S Aは、津波ハザード評価、建屋・機器フラジリティ評価及び事故シーケンス評価の大きく3要素から構成されますが、その中では津波ハザード評価はかなり進展している部分であるといえます。ただし、津波ハザード評価は、津波に関するP S Aの一部を構成する要素でしかありませんから、それが進展しているからといって津波に関するP S Aが確立しているといえるわけではありません。では、津波に関するP S Aの検討の状況はどうかといいますと、平成29年1月現在で確立した技術であるとはいいがたいと思います。確かに、原子力学会からは津波に関するP S Aの標準手法は策定されていますが、私の知る限りにおいては、国内はもとより世界的にみても、電力事業者で地震に関するP S Aと同レベルで津波に関するP S Aを実施し公表している原子力発電所は、現時点においてもありません」（同号証10、11ページ）と述べ、山口教授が、その意見書（丙C第17号証）において、「本件事故前、津波については、国際的に確立された安全基準というものが存在していませんでした。なぜなら、本件事故が起きる前は、日本のみならず、世界中においても、津波に関するリスクが十分認識されていませんでしたし、日本と同様に津波P R A（引用者注：津波P S Aと同じ概念である〔同号証9ページ〕。）の手法も確立していなかったからです。」（同号証13ページ）と述べているとおりである。

4 まとめ

以上のとおり、そもそも、安全目標及びこれに対応する性能目標における指標である「炉心損傷頻度」は、外部事象である津波の発生頻度を示すものではないから、原告らの前記第1の主張は誤りである。なお、この点について付言すると、研究途上のものとはいえ、被告東電が、津波を起因とする炉心損傷頻度等を評価する津波PSAによるリスク評価を行った結果、福島第一発電所では、敷地高さを超える津波の発生頻度が 10^{-4} /年との試算結果であったのであるから（丙B第80号証資料2・5ページ。被告国第10準備書面第2の3・17、18ページ参照）、同発電所における津波を起因とする炉心損傷頻度も、平成18年に原子力安全委員会安全目標専門部会が公表した前記「発電用軽水型原子炉施設の性能目標について」（甲B第27号証）における性能目標案をも満たしていたことは明らかである（丙C第17号証12ページ）。

また、安全目標及びこれに対応する性能目標は、これらを原子力施設の設計手法に活用したり、安全規制に取り入れるためには多くの解決すべき問題点があったのであり、それゆえに、調査審議を重ねていたのであり、いまだこれらを活用する段階には至っていなかった。

したがって、被告国は、安全目標及びこれに対応する性能目標に基づいて安全措置を講ずべき注意義務を負っていたとはいえないから、原告らの前記第1の主張は理由がない。

以上

略称語句使用一覧表

略 称	基 本 用 語	使用書面	ページ	備考
本件地震	平成23年3月11日午後2時46分頃 発生したマグニチュード9.0の地震	答弁書	6	
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	6	
福島第一発電 所	福島第一原子力発電所	答弁書	6	
福島第一発電 所事故	福島第一発電所において放射性物質が放 出される事故	答弁書	7	
I N E S	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	7	
政府事故調査 中間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発 電所における事故調査・検証委員会作成 の平成23年12月26日付け「中間報 告」	答弁書	8	
炉規法	核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規 制に関する法律	答弁書	8	
国会事故調査 報告書	国会における第三者機関による調査委員 会が発表した平成24年7月5日付け報 告書	答弁書	10	
O. P.	「Onahama Peil」 (小名浜港工事基準 面)	答弁書	11	
東電事故調査 報告書	被告東電作成の平成24年6月20日付 け「東電事故調査報告書」	答弁書	12	
S P E E D I	緊急時迅速放射能影響予測ネットワー ク システム	答弁書	21	
E R S S	独立行政法人原子力安全基盤機構が運用	答弁書	22	

	している緊急時対策支援システム			
国賠法	国家賠償法	答弁書	32	
放射線障害防 止法	放射性同位元素等による放射線障害の防 止に関する法律	第1準備書面	9	
原災法	原子力災害対策特別措置法	第1準備書面	9	
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定 める省令	第1準備書面	11	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	第1準備書面	12	
保安院	原子力安全・保安院	第1準備書面	15	
原子力安全基 盤機構	独立行政法人原子力安全基盤機構	第1準備書面	18	
本件設置等許 可処分	内閣総理大臣が昭和41年から昭和47 年にかけて行った福島第一発電所1号機 ないし同発電所4号機の各設置（変更） 許可処分	第1準備書面	20	
後段規制	設計及び工事の方法の認可，使用前検査 の合格，保安規定の認可並びに施設定期 検査までの規制	第1準備書面	21	
昭和39年原 子炉立地審査 指針	昭和39年5月27日に原子力委員会に よって策定された原子炉立地審査指針	第1準備書面	23	
昭和45年安 全設計審査指 針	軽水炉についての安全設計に関する審査 指針について（昭和45年4月23日原 子力委員会了承）	第1準備書面	23	
地震本部	地震調査研究推進本部	第1準備書面	27	
平成13年安	平成13年3月29日に一部改訂がされ	第1準備書面	30	

全設計審査指針	た安全設計審査指針			
平成13年耐震設計審査指針	平成13年3月29日に一部改訂がされた耐震設計審査指針	第1準備書面	31	
平成18年耐震設計審査指針	平成18年9月19日に原子力安全委員会において新たに決定された耐震設計審査指針	第1準備書面	35	
政府事故調査最終報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成24年7月23日付け「最終報告」	第1準備書面	59	
原告ら第13準備書面	原告らの2015年(平成27年)5月15日付け準備書面13	第2準備書面	7	
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決(民集49巻6号1600ページ)	第2準備書面	8	
宅建業者最高裁判決	最高裁判所平成元年11月24日第二小法廷判決(民集43巻10号1169ページ)	第2準備書面	10	
延宝房総沖地震	慶長三陸地震(1611年)及び1677年11月の地震	第2準備書面	20	
津波評価技術	土木学会原子力土木委員会が、平成14年2月に刊行した、「原子力発電所の津波評価技術」	第2準備書面	22	
長期評価	地震調査研究推進本部(地震本部)が、	第2準備書面	26	

	平成14年7月31日に公表した、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」			
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第2準備書面	40	
浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	第2準備書面	40	
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第2準備書面	40	
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第2準備書面	40	
貞観津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った巨大地震	第2準備書面	54	
佐竹ほか(2008)	平成20年に刊行された「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」(佐竹健治・行谷佑一・山木滋)	第2準備書面	56	
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波, 地質・地盤合同ワーキンググループ	第2準備書面	58	
本件各評価書	被告東電の耐震バックチェック中間報告書に対する保安院の評価書(「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」)	第2準備書面	58	

原告ら第15 準備書面	原告らの2015〔平成27年〕年5月 15日付け準備書面15	第3準備書面	7
平成24年改 正	平成24年法律第47号による改正	第4準備書面	6
使用停止等処 分	平成24年改正後の炉規法43条の3の 23に定める保安のために必要な措置	第4準備書面	13
原告ら第19 準備書面	原告らの2015〔平成27年〕年10 月1日付け準備書面19	第5準備書面	5
伊方原発訴訟 最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小 法廷判決（民集46巻7号1174ペー ジ）	第6準備書面	7
原告ら第18 準備書面	原告らの2015〔平成27年〕年10 月1日付け準備書面18	第6準備書面	7
筑豊じん肺最 高裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第三小 法廷判決（民集58巻4号1032ペー ジ）	第6準備書面	12
関西水俣病最 高裁判決	最高裁判所平成16年10月15日第二 小法廷判決（民集58巻7号1802ペ ージ）	第6準備書面	14
推進地域	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災 対策推進地域	第6準備書面	29
別件千葉訴訟	千葉地方裁判所平成25年（ワ）第51 5号，同第1476号及び同第1477 号事件	第8準備書面	6
佐竹氏	佐竹健治氏	第8準備書面	6
島崎氏	島崎邦彦氏	第8準備書面	6

都司氏	都司嘉宣氏	第8準備書面	7
阿部氏	阿部勝征氏	第8準備書面	9
日本気象協会	財団法人日本気象協会	第8準備書面	20
深尾・神定論文	深尾良夫・神定健二「日本海溝の内壁直下の低周波地震ゾーン」と題する論文	第8準備書面	50
阿部（1999）	1999年に発表された阿部氏の論文「遡上高を用いた津波マグニチュードMtの決定－歴史津波への応用－」	第8準備書面	95
原告ら第25準備書面	原告らの2016〔平成28〕年2月19日付け準備書面25	第9準備書面	1
事故解析評価	原子炉施設の事故防止対策に係る解析評価	第9準備書面	2
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等	第9準備書面	6
とりまとめ	原子力安全委員会の原子力安全基準・指針専門部会地震・津波関連指針等検討小委員会が平成24年3月14日に公表した「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について」	第9準備書面	9
本件事故	福島第一発電所事故 (答弁書7ページで設定された略称)	第10準備書面	7
崎山氏	崎山比早子氏	第12準備書面	7
崎山意見書	崎山比早子氏の意見書	第12準備書	7

		面		
原告ら第16 準備書面	原告らの2015（平成27）年7月1 6日付け準備書面16	第12準備書 面	7	
1990年勸 告	国際放射線防護委員会（ICRP）が平 成2年（1990年）に行った勸告	第12準備書 面	7	
2007年勸 告	国際放射線防護委員会（ICRP）が平 成19年（2007年）に行った勸告	第12準備書 面	7	
低線量被ばく WG	低線量被ばくのリスク管理に関するワー キンググループ	第12準備書 面	12	
福島第二発電 所	被告東電の福島第二原子力発電所	第12準備書 面	20	
避難区域	被告国が、原災法に基づき、各地方公共 団体の長に対し、住民の避難を指示した 区域（福島第一発電所から半径20km 圏内、福島第二発電所から半径10km 圏内の区域）	第12準備書 面	20	
計画的避難地 域	被告国が、原災法に基づき、各地方公共 団体の長に対し、計画的な避難を指示し た区域（福島第一発電所から半径20k m以遠の周辺地域のうち、事故発生から 1年以内に積算線量が20mSvに達する おそれのある区域）	第12準備書 面	21	
避難指示等対 象区域	被告国や地方公共団体が住民に避難等を 要請した区域内	第12準備書 面	38	
自主的避難対 象区域	福島県内の地域で避難指示等対象区域を 除く一定の地域内	第12準備書 面	39	

崎山意見書2	崎山氏の平成28年5月9日付け意見書	第13準備書 面	1
原告ら第30 準備書面	原告らの2016〔平成28〕年7月2 1日付け準備書面30	第13準備書 面	1
佐々木ほか連 名意見書	平成28年10月26日付け佐々木康人 ほか16名作成に係る連名意見書	第13準備書 面	1
LSS第14 報	原爆被爆者の死亡率に関する研究, 第1 4報, 1950-2003年: がんおよ びがん以外の疾患の概要	第13準備書 面	6
高橋意見書	平成28年8月25日付け高橋秀人作成 に係る意見書	第13準備書 面	24
岡本教授	岡本孝司教授	第15準備書 面	3
山口教授	山口彰教授	第15準備書 面	5
津村博士	津村建四朗博士	第15準備書 面	6
失敗学会報告 書	福島原発における津波対策研究会・報告 書	第15準備書 面	8
原告ら第34 準備書面	原告らの2016〔平成28〕年9月3 0日付け準備書面34	第15準備書 面	9
松澤教授	松澤暢教授	第15準備書 面	18
原告ら第22 準備書面	原告らの2015〔平成27〕年12月 3日付け準備書面22	第16準備書 面	1
IAEA	国際原子力機関	第16準備書	1

		面		
I A E A 事務 局長報告書	福島第一原子力発電所事故事務局長 報告書	第16準備書 面	1	
1992年勸 告	I C R P P u b l i c a t i o n 6 3	第17準備書 面	21	
1999年勸 告	I C R P P u b l i c a t i o n 8 2	第17準備書 面	22	
安全評価審査 指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関 する審査指針	第18準備書 面	10	
起因事象	異常や事故の発端となる事象	第18準備書 面	23	
安全系	原子炉施設の重要度の特に高い安全機能 を有する系統	第18準備書 面	24	
原告ら第32 準備書面	原告らの2016〔平成28〕年7月2 5日付け準備書面32	第19準備書 面	1	
平成3年溢水 事故	平成3年に福島第一発電所で発生した内 部溢水事故	第19準備書 面	1	
安全設計審査 指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設 計審査指針	第19準備書 面	5	
政治事故調査 委員会	東京電力福島原子力発電所における事故 調査・検証委員会	第19準備書 面	14	
設置許可基準 規則	実用発電原子炉及びその附属施設の位 置、構造及び施設の基準に関する規則	第19準備書 面	17	
基準津波	設計基準対象施設の供用中に当該設計基 準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれ がある津波	第19準備書 面	18	

大阪泉南アス ベスト最高裁 判決	最高裁判所平成26年10月9日第一小 法廷判決	第20準備書 面	1	
国会事故調	東京電力福島原子力発電所事故調査 委員会	第21準備 書面	1	
原告ら第10 準備書面	原告らの2015〔平成27〕年5 月15日付け準備書面10	第21準備 書面	1	
土木学会津波 評価部会	土木学会原子力土木委員会津波評価 部会	第21準備 書面	6	
原告ら第37 準備書面	原告らの2016〔平成28〕年1 2月2日付け準備書面37	第21準備 書面	8	
名倉氏	名倉繁樹氏	第21準備 書面	14	
評価値	原子炉の耐震設計における計算結果	第21準備 書面	17	
評価基準値	耐震設計時の判断基準となる民間規 格・基準類で定められている値	第21準備 書面	17	
原告ら第23 準備書面	原告らの2015〔平成27〕年12月 7日付け準備書面23	第22準備書 面	1	
原告ら第31 準備書面	原告らの2016〔平成28年〕7月2 1日付け準備書面31	第22準備書 面	1	
行谷ほか(2 010)	宮城県石巻・仙台平野および福島県請戸 川河口低地における869年貞観津波の 数値シミュレーション	第22準備書 面	3	
推進本部	文部科学省地震調査研究推進本部	第23準備書 面	3	

長期評価の見解	長期評価の中で示された「明治三陸地震と同様の地震が三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性があるとする見解」	第23準備書面	3
本件津波	平成23年3月11日に発生した本件地震に伴う津波	第23準備書面	4
佐竹教授	東京大学地震研究所地震火山情報センター長佐竹健治教授	第23準備書面	19
今村教授	東北大学災害科学国際研究所所長・同研究所災害リスク研究部門津波工学研究分野今村文彦教授	第23準備書面	19
首藤名誉教授	東北大学首藤伸夫名誉教授	第23準備書面	19
谷岡教授	北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター長谷岡勇市郎教授	第23準備書面	19
笠原名誉教授	北海道大学笠原稔名誉教授	第23準備書面	19
阿部博士	原子力規制庁技術参与阿部清治博士	第23準備書面	19
青木氏	原子力規制庁原子力規制部安全規制管理官青木一哉氏	第23準備書面	20
酒井博士	一般財団法人電力中央研究所原子力リスク研究センター研究コーディネーター酒井俊朗博士	第23準備書面	20
4省庁報告書	建設省，農水省，水産庁及び運輸省が策定した「太平洋沿岸部地震津波防災計画	第23準備書面	46

	手法調査報告書」			
7省庁手引	建設省，農水省，水産庁，運輸省，国土 庁，気象庁及び消防庁が策定した「地域 防災計画における津波対策強化の手引 き」	第23準備書 面	46	
日本海溝・千 島海溝調査会	中央防災会議に設置された「日本海溝・ 千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調 査会」	第23準備書 面	47	
日本海溝・千 島海溝報告書	日本海溝・千島海溝調査会による報告	第23準備書 面	47	
推進地域	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災 対策推進地域	第23準備書 面	106	
技術基準	発電用原子力設備に関する技術基準	第23準備書 面	125	
平成20年試 算	被告東電が平成20年に行った明治三陸 地震の波源モデルを福島県沖に置いてそ の影響を測るなどの試算	第23準備書 面	148	
試算津波	平成20年試算による想定津波	第23準備書 面	162	
原告ら第14 準備書面	原告らの2015〔平成27〕年5月1 5日付け準備書面14	第24準備書 面	1	
1号機	福島第一発電所1号機	第24準備書 面	1	
4号機	福島第一発電所4号機	第24準備書 面	1	
I C	非常用復水器	第24準備書	5	

		面		
使用停止等処 分	平成24年改正後の炉規法43条3の 23に定める保安のために必要な措置	第24準備書 面	12	
原告ら第31 準備書面	原告らの2016〔平成28〕年7月2 1日付け準備書面31	第25準備書 面	1	
IAEA技術 文書2	IAEA事務局長報告書に加え、そ の附属文書で5巻から成る技術文書 のうちの第2巻	第25準備書 面	1	
原告ら第13 準備書面	原告らの2015〔平成27〕年5月1 5日付け準備書面13	第26準備書 面	1	

特に断らない限り、答弁書とは平成26年9月18日付け答弁書を、第1準備書面とは平成27年3月5日付け被告国第1準備書面を、第2準備書面とは平成27年7月30日付け被告国第2準備書面を、第3準備書面とは平成27年10月15日付け被告国第3準備書面を、第4準備書面とは平成27年12月17日付け被告国第4準備書面を、第5準備書面とは平成28年3月3日付け被告国第5準備書面を、第6準備書面とは平成28年3月3日付け被告国第6準備書面を、第8準備書面とは平成28年8月4日付け被告国第8準備書面を、第9準備書面とは平成28年8月4日付け被告国第9準備書面を、第10準備書面とは平成28年10月13日付け被告国第10準備書面を、第12準備書面とは平成28年12月15日付け被告国第12準備書面を、第13準備書面とは平成29年3月2日付け被告国第13準備書面を、第15準備書面とは平成29年6月1日付け被告国第15準備書面を、第16準備書面とは平成29年8月31日付け被告国第16準備書面を、第17準備書面とは平成29年8月31日付け被告国第17準備書面を、第18準備書面とは平成29年11月30日付け被告国第18準備書面を、第19準備書面とは平成29年11月30日付け被告国第19準備書面を、

書面を、第20準備書面とは平成29年11月30日付け被告国第20準備書面を、第21準備書面とは平成29年11月30日付け被告国第21準備書面を、第22準備書面とは平成29年11月30日付け被告国第22準備書面を、第23準備書面とは平成29年11月30日付け被告国第23準備書面を、第24準備書面とは平成30年2月22日付け被告第24準備書面を、第25準備書面とは平成30年2月22日付け被告第25準備書面を、第26準備書面とは平成30年2月22日付け被告第26準備書面を指す。